



札幌市告示第4076号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第4項の規定により、平成29年札幌市告示2223号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成29年（2017年）10月13日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地  
札幌市中央区北3条東11丁目20番12の一部  
札幌市中央区北3条東11丁目334番1の一部
- 2 特定有害物質  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

以上